

平成30年度

第1回 浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会

日時：平成30年10月1日（月）

午前10時30分～

場所：管理棟3階 中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 審議事項

（1）平成31年市場休開場日について

（2）浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

（3）その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会席次表

平成30年10月1日

	青果部 委員長 浜松青果株式会社 代表取締役社長 松井 英司	水産物部 委員長 浜松魚類株式会社 代表取締役社長 白井 君夫	
浜松青果株式会社 代表取締役専務 鈴木 周司			浜松魚類株式会社 取締役 星野 悦雄
株式会社浜中 代表取締役会長 池田 規			株式会社浜松魚市 代表取締役社長 宮地 一郎
株式会社浜中 取締役社長 岡田 力也			株式会社浜松魚市 常務取締役 栗原 義隆
青果仲卸協同組合 理事長 伊藤 嗣男			水産仲卸協同組合 理事長 荒木 定雄
青果仲卸協同組合 副理事長 清水 昌孝			水産仲卸協同組合 副理事長 櫻井 秀己
青果物商業協同組合 理事長 村上 百里			水産物商業協同組合 理事長 春日 大史
青果物商業協同組合 副理事長 辻上 治男			水産物商業協同組合 副理事長 鈴木 伸一
果物商業協同組合 副理事長 坪井 洋一郎			水産物清算株式会社 事務長 秋元 隆
関連事業協同組合 副理事長 犬塚 幹夫			関連事業協同組合 副理事長 長谷川 晴久
事務局			事務局

浜松市中央卸売市場青果部市場取引委員会名簿

(平成29年5月1日～平成31年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員長	卸売業者	浜松青果株式会社	代表取締役社長	松井英司	浜松市南区新貝町239-1	427-7000	再任
2	委員			代表取締役専務	鈴木周司	同上		再任
3	委員		株式会社 浜中	代表取締役	池田規	同上	427-7050	再任
4	委員			取締役社長	岡田力也	同上		再任(前委員長)
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 青果仲卸協同組合	理事長	伊藤嗣男	同上	427-7170	再任
6	委員			副理事長	清水昌孝	同上		再任
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 青果物商業協同組合	理事長	村上百里	同上	427-7153	再任
8	委員			副理事長	辻上治男	同上		新規
9	委員		浜松果物商業協同組合	副理事長	坪井洋一郎	同上	427-7590	再任
10	委員		浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	犬塚幹夫	同上	427-7501	再任

浜松市中央卸売市場水産物部市場取引委員会名簿

(平成29年9月11日～平成31年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員長	卸売業者	浜松魚類株式会社	代表取締役	白井君夫	浜松市南区新貝町239-1	427-7301	再任
2	委員			取締役	星野悦雄	同上		新規
3	委員		株式会社 浜松魚市	代表取締役	宮地一郎	同上	427-7201	再任(前委員長)
4	委員			常務取締役	栗原義隆	同上		再任
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 水産仲卸協同組合	理事長	荒木定雄	同上	427-7381	再任
6	委員			副理事長	櫻井秀己	同上		再任
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 水産物商業協同組合	理事長	春日大史	同上	427-7391	再任
8	委員			副理事長	鈴木伸一	同上		新規
9	委員		浜松市中央卸売市場 水産物精算株式会社	事務長	秋元隆	同上	427-7491	新規
10	委員		浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	長谷川晴久	同上	427-7501	再任

平成31年 年間休開場日 (案)

浜松市中央卸売市場

開場日数： 青果部 254日 (前年比 -2)
水産物部 254日 (前年比 -4)

1 月 開場：19日 (休場：12日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2 月 開場：20日 (休場：8日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3 月 開場：22日 (休場：9日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4 月 開場：22日 (休場：8日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5 月 開場：21日 (休場：10日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6 月 開場：21日 (休場：9日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7 月 開場：22日 (休場：9日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8 月 開場：21日 (休場：10日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9 月 開場：21日 (休場：9日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 開場：22日 (休場：9日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 開場：21日 (休場：9日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 開場：22日 (休場：9日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

条例上の休場日 (70日)

● 臨時休場日 (44日)

○ 臨時開場日 (3日)

平成31年(2019年) 臨時休開市日【水産物部】

東京都

営業日数:258日 (足立市場 257日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡・例：
 ■ は条例上の休業日 (70日)
 ● は臨時休業日 (41日)
 ○ は臨時開場日 (4日)

市場別休業日

足立市場 : 5月6日

平成31年(2019年) 臨時休開市日【青果部】

東京都

営業日数: 254日

1月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 (23日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡・例：
 は条例上の休業日 (70日)
 は臨時休業日 (45日)
○ は臨時開場日 (4日)

平成31年 臨時休開場日カレンダー

開場日数 255 日

大阪市中央卸売市場(本場・東部市場)

1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			




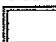
8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡例 条例上の休日(70日)  臨時休業日(43日)  臨時開場日(3日) 
 10月22日(火)が休日となる場合は、10月23日(水)の臨時休業日を振り替えて対応。

改正卸売市場法に伴う浜松市中央卸売市場業務条例第1回ヒアリング実施結果について

平成30年8月20日 ～ 9月7日ヒアリング実施

現行法令	必要である	どちらでもいい	必要ない	計
	(卸・仲卸・組合)	(卸・仲卸・組合)	(卸・仲卸・組合)	
第三者販売の原則禁止	15	2	9	26
青果部	7	1	7	15
水産物部	8	1	2	11
商物一致の原則	12	5	9	26
青果部	7	1	7	15
水産物部	5	4	2	11
直荷引きの原則禁止	8	5	13	26
青果部	4	1	10	15
水産物部	4	4	3	11
売買取引別表の物品規定	6	2	18	26
青果部	2	0	13	15
水産物部	4	2	5	11

【第三者販売の原則禁止(業務条例第45条)】

○必要である主な理由

- ・市場以外に高値で売れるところはない。
- ・場内代金決済機関を利用する最大のメリットがある。
- ・生産者との直接取引拡大が買手優位に。卸・仲卸への買ったたきが生じ、価格が歪められる。
- ・卸、仲卸の機能をしっかりと使うことが強い市場を維持。
- ・卸の集荷によっては、仲卸が受ける販売先の必要数が確保できないため、集荷に力を。

○必要でない主な理由

- ・バイングパワー、仕入先を選ぶのが、買受人となっている。
- ・大手量販店進出が多い浜松は、本部納品に対抗できない。少しでも対抗するには、自由にするべき。
- ・競争原理は必要である。規定は不要。
- ・規制が取引を締め付けている。もっと、フリーにするべきである。
- ・規定が撤廃されれば、より自由な売込みができる。
- ・入荷量が多く場内では捌ききれない。残品がでて全量、仲卸、買参が買ってくれれば良いが難しい。

【商物一致の原則(業務条例第47条)】

○必要である主な理由

- ・消費者に安全で安心な食料品を提供することが市場としての責務である。
- ・クレーム処理には、出荷者自身では動けない。
- ・大手量販店の指示による納品依頼があり、買い手の強さを感じる。

- ・仲卸の目利きによって、適正な価格形成が成立している。現物確認が重要。
- ・大手の物流センターへの納品は、そこからの出荷に2日程度かかる場合もあり、鮮度保持に疑問を感じる。
- ・産地直送により、買受人の必要な荷が市場に入らない不安を感じる。
- ・仲卸の目利きの部分も必要だが、製品、冷凍、塩干品は、直送でもいい。

○必要でない主な理由

- ・インターネット販売の時代でもある。直送できるものそうでないものの判断は区別できる。
- ・ランニングコストをかけて鮮度を落とす必要はないと考える。
- ・開設者への報告義務は必要と考える。
- ・開設区域外からの流入は現状少なくない。自由競争に対抗する必要がある。
- ・消費エリアは全国、輸出も視野に入れる必要がある。
- ・大手量販店の物流センター搬入は、前日発注が当日入荷量変更することも多い。センターでは対応できない分、市場は対応できる。
- ・国を挙げての流通改革であり、産直は必要な流れである。
- ・他市場も浜松への進出は目まぐるしい。自由にして、強い浜松市場として対抗するべきである。

【直荷引きの原則禁止(業務条例第54条)】

○必要である主な理由

- ・横行すると市場全体が地盤沈下し、卸の集荷力にも影響。荷主から卸へのお荷も減少あるいは、出荷しないなど影響が出る。
- ・規定は、卸から買えない、引けない荷に対するもののみでいい。
- ・直荷引き実績使用料をきちんと納入することが、市場運営に重要なことである。

○必要でない主な理由

- ・卸が引けない荷もある。
- ・市場使用料(売上高割)の適切な納付規定だけあればいい。
- ・仲卸も市場の核として自由競争に向かうためには、地の良質なものを売り込み営業する必要もある。
- ・自然災害発生が多い日本。災害発生時には、集荷が厳しいこともあるため、直荷引きも必要。
- ・買受人の信頼を得るためには、必要。買い手側の要望も多くなっている。

【売買取引の方法(業務条例第41条)における別表】

○必要である主な理由

- ・地の物はせり取引規定が必要と考える。量が少ないうえに、仲卸、買参人は必要としている。
- ・せり売りが価格形成の基本である。

○必要でない主な理由

- ・せり人がその物品に対する最良の販売を考えているため、せり人の裁量でいい。
- ・大手量販店対応には、せりを待って荷を運ぶには、相手方の要望時間に間に合わない。